

(表)

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

部課等名 農 業 委 員 会

番号 1

許認可等の内容		土地改良事業に参加する資格の承認
根拠法令及び条項		土地改良法 第3条第1項第2号
審 査 基 準	関係条項	
	基準 (未設定の場合は その理由)	裏面記載
	参考事項	「土地改良法の一部を改正する法律の施行について」(昭和40年3月22日農林事務次官通達)
	設定等年月日	平成15年10月1日設定(平成30年2月1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 (未設定の場合は その理由)	総日数7日(休日は含まない。)土地改良法施行規則第2条第3項 形式審査1日、実質審査3日、現地調査1日、農業委員会総会等付議、(報告)、 決裁手続2日、計7日 ただし、次の日数は、処理日数に算入しない。 (ア) 茅ヶ崎市の休日を定める条例(平成元年茅ヶ崎市条例第3号)第1条第1 号に規定する市の休日 (イ) 審査のために必要な書類、資料等を追加することになった場合に必要とす る日数
	設定等年月日	平成15年10月1日設定(年 月 日最終変更)

(裏)

審 査 基 準	基 準	<ol style="list-style-type: none">1. 土地改良法第3条第1項第2号の承認に当たっては、「土地改良法の一部を改正する法律の施行について」（昭和40年3月22日 40農地B850号）の要件に該当しているかについて審査する。2. 審査に当たっては、土地改良法施行規則（昭和24年農令第75号）第2条第2項各号の事項を審査の対象とする。3. 土地改良法第3条第1項第2号に該当するかどうかの審査に当たっては、次の基準によるほか、4に掲げる通達を考慮し審査する。<ol style="list-style-type: none">(1) 農地法第18条の規定により、農地又は採草放牧地の賃貸借の解約等が許可された場合。(2) 所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らして妥当と認められる場合。4. 審査に当たって考慮する通達<ol style="list-style-type: none">(1) 昭和40年3月22日農林事務次官通達「土地改良法の一部を改正する法律の施行について」 記 第三 土地改良事業に参加する資格
------------------	--------	---